

岩国市議会議長 桑原敏幸 殿

平成29年8月9日

市民政党「草の根

代表 井原勝介



市議会の議事運営に関する公開質問状

6月市議会最終日、市長不信任決議案に関する動議が出されたが、本会議における多数の反対で議題にも上らず、いわば門前払いの格好となった。

国会では、不信任決議案が提出されると、他のすべての議案の審議が一旦ストップし、不信任決議案が優先して議題とされ、審議、採決が行われる。

こうした取り扱いは、いわば議会制度の常識とも言えるものである。

しかるに、岩国市議会においては、不信任決議案の提出という議員の大切な権利の行使が多数の力で不当に制約されるという事態になっている。

そこで、今回の経緯などについて、下記の通り公開質問状を提出するので、速やかに回答されたい

記

1. 今回の動議の内容、議会運営委員会や本会議における取り扱い、審議の状況など、その間の経緯と動議が取り上げられなかった理由を明らかにされたい。

2. 不信任決議案は、行政に対抗する手段として地方自治法第178条に基づき議会に認められた重要な権利であり、提出された場合には、速やかに議事日程に追加した上で議題にあげ、すべてに優先して審議されるべきである。

今回は、その議員の権利行使が、多数の力で事実上制約され、法の趣旨に反する取り扱いが行われたと思われるが、この点についてどのように考えるのか。